

福島市立東湯野小学校における「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月策定

平成29年4月改定

本方針は、いじめ防止対策推進法（H25年法律71号）第十三条により、東湯野小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるように、いじめ防止といじめの絶無を目的として作成した。

平成29年3月14日改定「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき一部改定した。

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめについては、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのために、「いじめはどの学級にも、どの学校にも起こりうる」という認識を全職員でもち、すべての学級で好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるいじめを生まない土壌づくりを推進する。

また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するためにもいじめについての認識を全職員で共有する。

2 いじめ防止等対策のための組織（法律上必置の組織）

校長、教頭、学級担任、生徒指導主事、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置し、「いじめ防止等対策委員会」とする。小規模校である本校の実態から、全職員ですべての事案に対応する。

3 いじめの防止のための取り組み、早期発見、早期対応等に関する取り組み（別紙）

4 教育委員会や関係機関との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事故が発生した場合、速やかに福島市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方等の対応を相談する。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、福島北警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに福島北警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 指導により十分な効果を上げることが困難な場合は、上記の他に、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携を行う。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめの被害を受けた児童とその保護者に対する支援やいじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 いじめに対する措置

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に考え、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加える。その際は、児童の心身の発達段階を考慮するとともに、教育的配慮に留意し、児童自らが自身の行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取り組みについて自己評価を行い、学校関係者評価とあわせてその結果を公表する。

8 重大事態発生時の調査組織の設置（法律上必置の組織）

学校の設置者又は学校は、重大事態発生時には、速やかに調査組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。